

山形県「食品衛生法施行条例」及び 「食品衛生法の施行に関する規則」の一部改正の概要

食品安全衛生課

省令改正の概要

省令別表第19に規定される営業に共通する施設基準について、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する施設については必要がない又は代替設備による対応が可能な基準の見直しを行った。

省令別表第20に規定される営業ごとの施設基準について、従業者が常駐する施設において目視確認、消費者との対話等により行っている施設内の状況の把握など、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する施設においては機器の機能等により補完して行う必要のある基準を追加した。

改正省令で定める参酌基準と同じ内容を規定

条例改正の概要

条例別表第1に規定される営業に共通する施設基準

従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に、適用が除外される基準について規定。

規則改正の概要

規則別表第1に規定される営業ごとの施設基準

従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に満たすべき基準を規定。

施行日 令和8年4月1日

山形県「食品衛生法施行条例」及び 「食品衛生法の施行に関する規則」の一部改正の概要

食品安全衛生課

全自動調理機・・・自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する**調理器具**であって、調理機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するもの

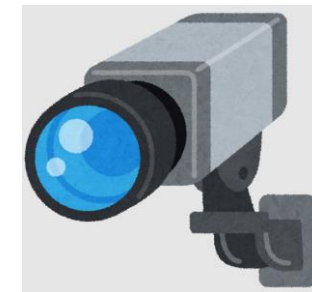
【適用しないこととされた基準（共通基準の適用除外）】⇒条例事項

- ☑ 手洗い設備、排水設備、洗浄設備
- ☑ 従事者用トイレ、更衣場所
- ☑ 洗剤等の保管設備、清掃用具等



【追加された基準（特定基準）】⇒規則事項

- ☑ 施設の衛生状況を確認するための監視設備（カメラ等）
- ☑ 施設、調理の工程等に異常が生じた場合の停止機能
- ☑ 外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備
- ☑ 調理後に一定の時間を経過した場合において食品を提供しない機能
- ☑ 異常が生じた場合に営業者と連絡が取れるよう連絡先の掲示 等



施行日 令和8年4月1日